地域医療支援病院の概要

医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましいという観点から、かかりつけ医、 かかりつけ歯科医を地域における第一線の医療機関として位置づけるとともに、ほかの医 療機関との役割分担と連携を進めるため、平成9年の医療法改正により、地域医療支援病 目的等 院制度が設けられた。 この制度により承認された病院は、かかりつけ医からの紹介患者に対する医療提供、病 院の医療機器等の共同利用を通じてかかりつけ医を支援し、2次医療圏単位で地域医療の 充実を図ることが求められる。 ① 紹介患者への医療提供と施設・設備の共同利用 主な機能 ② 救急医療の提供 ③ 地域の医療従事者への研修 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働 大臣の定める者の開設する病院であって、地域における医療の確保のために必要な支援に 関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医 根 拠 療支援病院と称することができる(医療法第4条第1項)。 都道府県知事は、前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の 意見を聴かなければならない(医療法第4条第2項)。 原則として200床以上の患者の収容施設を有すること。 次の施設を有し、かつ記録を備えておくこと。 集中治療室、化学等の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、 救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室等。 原則として紹介患者に対する医療提供を実施すること。 主な承認 要件 (4) 建物、設備等の共同利用についての体制が整備されていること。 救急医療を提供する能力を有すること (例:前年度の救急自動車により搬送された患者の数 1,000 人以上)。 地域の医療従事者の資質の向上のための研修を行わせる能力を有すること (例:前年度、年間 12 回以上の研修を主催していること)。 かかりつけ医等との適切な機能連携を確保するため、地域医療支援病院の管理 者には、次の事項が義務づけられている。 ① 原則として、他の医療施設から紹介された患者に対して医療を提供するこ ② 医療を提供した患者に適切な医療機関を逆紹介し、その後の医療を確保す 上記の体制が整備されていることは、次のいずれかの場合に該当することを求 める趣旨である(「医療法の一部を改正する法律の施行について」平成10年5月 19日付け健政発第639号)。 \bigcirc A / B × 100 \ge 80% 患者紹介 (紹介率が 80%以上) 制度につ $A/B \times 100 \ge 65\%$ かっ $C/B \times 100 \ge 40\%$ いて (紹介率が 65%以上 かつ 逆紹介率が 40%以上)

③ A/B×100 ≥ 50% かつ C/B×100 ≥ 70% (紹介率が 50%以上 かつ 逆紹介率が 70%以上)

A:紹介患者の数(初診に限る)

B:初診患者の数 C:逆紹介患者の数

紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合は、地域における医療の確保のために必要な支援を行うという地域医療支援病院の趣旨に反することから、院内に設置される委員会において対応策を審議させる。この場合において、対応策の進捗状況等によっては、必要に応じ、医療審議会で審議する。

地域医療 支援病院 の刈ット	① 名称使用(医療法第4条第3項)② 診療報酬の加算措置(地域医療支援病院入院加算 1000 点)				
本 県 の 承認状況 (10 病院)	社会医療法人財団慈泉会相澤病院 国立病院機構信州上田医療センター 諏訪赤十字病院(諏訪市) 長野赤十字病院(長野市) 飯田市立病院(飯田市) 国立病院機構まつもと医療センター (松本市) 長野市民病院(長野市) 伊那中央病院(伊那市) 佐久総合病院佐久医療センター(佐 南長野医療センター篠ノ井総合病院	- (上田市) - 松本病院 - 松本病院	平成 14 年 11 月 平成 14 年 11 月 平成 15 年 8 月 平成 16 年 7 月 平成 21 年 10 月 平成 22 年 9 月 平成 23 年 3 月	14 日承認 14 日承認 8 日承認 30 日承認 14 日承認 21 日承認 29 日承認 16 日承認	
全 国 の 承認状況	553 医療機関(29. 6. 1 現在)				
その他	【第6次保健医療計画における目標 指標 地域医療支援病院がある 二次医療圏数	票と現状】 現状(H24) 6 医療圏	目標(H29) 7 医療圏	H29 現在の状況 7 医療圏	

地域医療支援病院の承認申請の概要

1 申請者

日本赤十字社 社長 近衞 忠煇(このえただてる)

2 対象となる病院の概要

(1) 病院名 安曇野赤十字病院

(2) 所在地 安曇野市豊科 5685

(3) 開設者 日本赤十字社

(4) 管理者 中野 武(なかのたけし)

(5) 病床数 一般病床 316床

(6) 診療科目 内科、腎臓内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、麻酔科、泌尿器科、形成外科、皮膚科、リハビリテーション科、救急科、糖尿病・内分泌内科、歯科口腔外科(21科)

3 地域医療支援病院の承認要件の充足状況

(1) 地域医療支援病院として必要な施設設備の状況

必要な施設設備	主な設備		
集中治療室	患者監視装置、人工呼吸器、心電計 病床数 6床(現在は HCU)		
化学検査室	総合血液検査装置、血液凝固測定装置、血沈測定装置、生化学 分析装置、血液ガス測定装置、輸血検査装置		
細菌検査室 顕微鏡検査装置一式			
病理検査室	病理検査室 密閉式自動固定包埋装置、病理診断システム、ミクロトーム		
病理解剖室	里解剖室 自動昇降解剖台、遺体保冷庫		
研究室	机、イス、パソコン(医局カンファレンス室)		
講義室	1 室(収容定員 200 人)		
図書室	蔵書 997 冊程度		
救急用又は患者搬 送用自動車	保有台数2台		
医薬品情報管理室	専用室(床面積 37.05 m²)		

(2) 紹介患者に対する医療提供

地域医療支援病院紹介率 (AをBで除した数に100を 乗じた数)		50.5%		平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日	
地域医療支援病院逆紹介率 (CをBで除した数に100を 乗じた数)		70.1%	算定期間		
算出	A:稲川思有の数		6,023 人		
根 B: 初診患者の数		11,933 人			
拠	C: 逆紹介患者の数		_	8,362 人	

(3) 施設設備の共同利用体制

ア 共同利用施設

- ・ 常時共同利用が可能な病床数 6床
- 図書室、会議室
- ・ 検査機器 (CT・MRI)、読影
- 相談室
- イ 共同利用を行う医療機関登録状況
 - 医科 135機関
 - 歯科 29機関

(同一の医療圏に所在する医療機関のみ)

ウ 共同利用の方法

病院が定める「施設・設備共同利用運営規定」に基づき、実施する。 平成28年度の実績(すべて直接関係のない医療機関)

- ・CT 検査 138 件
- ・MRI 検査 842 件

(4) 救急医療の提供能力

ア 重症救急患者の受け入れに対応できる医療従事者の確保状況

	職	種	従事者数	備考
医		師	41 人	(うち5名は専従)
看	護	師	60 人	
薬	剤	師	13 人	
臨床検査技師		14 人		
診療放射線技師 12人		12 人		

- イ 重症救急患者のための病床の確保状況
 - · 優先病床 10 床
 - · 専用病床 10 床
- ウ 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設
- ・ 24 時間使用可能な施設 特定集中治療室、救急室、CT室、MRI室、血管撮影室、一般撮影室、検体検査室 エ その他(救急医療関連業務の実施状況)
 - ・ 救急告示医療機関 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき認定された救急病 院に認定
- オ 救急医療の提供の実績
 - ・ 救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数 2,736 人 (平成 28 年度)
- (5) 地域の医療従事者に対する研修の実施体制
 - ア 研修指導者
 - ・45名(うち教育責任者1名)
 - イ 研修委員会の設置
 - ・病院が定める「教育推進室規程」により設置
 - ウ研修内容
 - ・地域の医療従事者向けの研修 平成 28 年度は 14 回開催、研修者数延べ 569 人



29 医第 311 号 平成 29 年 (2017 年) 9 月 1 日

長野県医療審議会長 様

長野県知事 阿部 守



地域医療支援病院の名称承認について(諮問)

医療法(昭和23年法律第205号)第4条第2項の規定により、下記医療機関の名称承認申請について、貴会の意見を求めます。

記

安曇野赤十字病院